

鳥獣法に係る提案事項に対する環境省意見について
(地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会)

平成26年9月 環境省

1. 鳥獣法において都道府県に権限を付与している考え方

鳥獣の生息状況等は地域ごとに大きく異なっており、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護及び管理が必要である。一方で、鳥獣は広域に移動するものも多く、ある程度広域的な単位で計画的に行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣法)においては、都道府県知事は、都道府県の鳥獣行政の基本的な考え方を「鳥獣保護事業計画」として策定し、対策を実施する役割を負っている。

事業計画では、以下を含む基準等を設定している。

- ・ 鳥獣の捕獲等に係る許可基準の設定
- ・ 鳥類の飼養登録の留意点
- ・ 販売禁止鳥獣等の販売許可の考え方

よって、鳥獣の捕獲許可等の事務は、市町村個々の判断ではなく、知事の定める基準等と一体のものとして運用されることが必要である。

また、ニホンジカ、イノシシ等による被害の増加、深刻化に対応し、これらの個体数を10年後(平成35年)までに半減させることを目標として、平成26年5月に鳥獣法に「鳥獣の管理」を位置づける抜本的な改正を行った。

この中で計画管理主体として都道府県の権限、役割の強化を行った。具体的には、都道府県は、指定管理鳥獣について、実施計画の策定、捕獲の実施を行うことを位置づけた。

以上から、鳥獣の捕獲等については、強化された都道府県の機能を活かし、情報を集中した上で、都道府県が一貫して対応することが適当である。

2. 有害鳥獣の捕獲許可権限等の市町村への移譲について

鳥獣捕獲等許可申請については、現在も条例等の定めるところにより、市町村へ許可事務を移譲している場合がある。これらの権限移譲に当たっては、都道府県は野生鳥獣の絶滅のおそれも考慮した生息状況、農林水産業や生態系への被害状況等も勘案して、権限を移譲する市町村や対象鳥獣をきめ細かく定めている。

よって、市町村への一律の権限移譲では、広域的な観点を踏まえた、かつ、都道府県内の各地域の実情に応じた対応ができないことから、現在のように条例などにより個々に権限移譲を行うことが適当である。

さらに、現在実施している権限移譲では、市町村は、都道府県が策定する「鳥獣保護事業計画」の基準に基づき許可を行っているが、仮に許可基準の策定も含めて市町村に移譲した場合は、整合的な対応が行われず、広域的な鳥獣の保護及び管理に支障を与えるおそれがある。

また、この権限移譲のため、市町村の事務量が増加し、煩雑になることが想定される。

(例) 市町村への権限の移譲例

埼玉県：狩猟鳥獣 48 種、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（ただし、狩猟鳥獣に含まれるツキノワグマ及びカワウの捕獲許可に当たっては、特に慎重な取扱いを行うよう市町村と連絡調整を図るものとしている。）

神奈川県：狩猟鳥獣 48 種のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書の掲載種、カワウ、ニホンジカ、県内に生育が確認されていない種を除く 32 種及びドバト、ウソ、オナガ

北海道：キジバト、カワラバト（ドバト）、ニューナイスズメ（一部市町村の卵の採取等を除く）、スズメ、キツネ、アライグマ等 10 種、とがりねずみ科に属する獣類（一部市町村を除く）、ねずみ科に属する獣類（一部市町村を除く）

3. 鳥獣飼養の登録権限等の市町村への移譲について

狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養する場合は、鳥獣法第 19 条に基づく登録が必要である。その多くを占める愛玩目的の飼養については平成 19 年からはメジロ 1 種のみを対象（一世帯 1 羽限り）として飼養が認められ、平成 23 年 9 月からは現在飼養している個体に限定した個体の登録を認めている。

全国的に登録件数は少なく、今後さらに減少していくことが想定される。（平成 23 年度の全国の登録件数は 9,364 件で、1 市町村当たり換算すると年間 5 件である。）

以上から、市町村への一律の権限移譲による効果は限定的であり、事務の効率的かつ円滑な実施という観点からはむしろ適切でないと考えられる（別添資料参照）。

4. 販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲について

販売禁止鳥獣は、捕獲された鳥獣が食品として販売等されることにより、違法捕獲等が増加し、個体数の急速な減少を招かないよう、鳥獣法第 23 条に基づき規制しているものである。

販売禁止鳥獣は現在ヤマドリのみが指定されており、許可件数は全国で平成 23 年度で 15 件のみである。

以上から、市町村への一律の権限移譲による効果は限定的であり、事務の効率的かつ円滑な実施という観点からはむしろ適切でないと考えられる（別添資料参照）。

5. 環境省意見

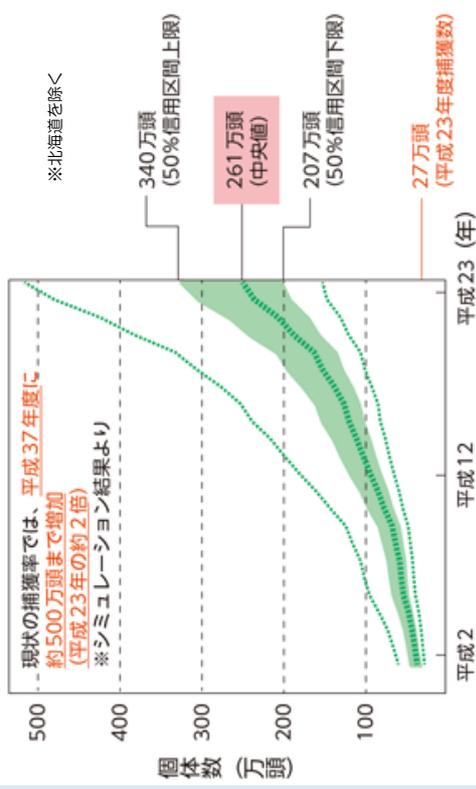
○ 広域的な鳥獣行政の必要性、改正鳥獣法の趣旨も踏まえ、有害鳥獣の捕獲許可権限、鳥獣飼養の登録権限、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限については、引き続き、都道府県の事務とすることが適当。

○ 地域の実情に応じ、適切なものについては、部分的に委任条例で対応していくことが適当。

鳥獣の保護及び管理の適切な推進

鳥獣被害の現状と対策の課題

二ホンジカの生息個体数の推移



生態系・農林水産業

◇ 森林の衰退や生態系の単純化

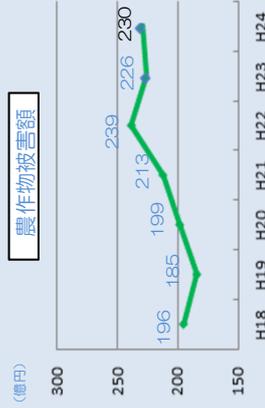
全国31国立公園のうち、200の国立公園で影響が深刻化

高山帯のお花畑の消失 (南アルプス国立公園)



◇ 農作物被害額は高止まり

農作物被害額 196億円(H18)→230億円(H24)



鳥獣法の改正に係る背景

- ニホンジカ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害の拡大・深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手不足

鳥獣管理の目標

- ニホンジカ、イノシシの生息頭数を10年後までに半減

鳥獣法に基づく都道府県の事務

- ◆ 鳥獣保護管理事業計画の策定
- ◆ 第1種特定鳥獣保護計画・第2種特定鳥獣管理計画の策定
- ◆ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、事業実施等
- ◆ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定、公示等
- ◆ 都道府県指定鳥獣保護区の指定、行為許可等
- ◆ 狩猟免許試験の実施、狩猟免状の交付等
- ◆ 狩猟者登録
- ◆ 猟区の認可、公示等
- ◆ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可等
- ◆ 有害鳥獣の捕獲許可、違反者への措置命令等
- ◆ 鳥獣飼養の登録、違反者への措置命令等
- ◆ 販売禁止鳥獣の販売許可、違反者への措置命令等

※凡例

赤色：平成26年の法改正により都道府県の権限強化を行った事務

青色：今回市町村への移譲が求められている事務

黒字：従前から都道府県が行っている事務

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（抄）

（平成19年1月環境省告示第3号）

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

<鳥獣関係統計データ抜粋>

有害鳥獣捕獲

区分 年度及び 都道府県	許可証 交付数
平成 21 年度	252,476
平成 22 年度	282,907
平成 23 年度	322,190
01 北海道	15,577
02 青 森	731
03 岩 手	606
04 宮 城	1,297
05 秋 田	707
06 山 形	1,212
07 福 島	2,414
08 茨 城	585
09 栃 木	450
10 群 馬	1,191
11 埼 玉	398
12 千 葉	6,146
13 東 京	3,865
14 神奈川	20,199
15 新 潟	4,150
16 富 山	4,521
17 石 川	304
18 福 井	810
19 山 梨	168
20 長 野	1,544
21 岐 阜	1,810
22 静 岡	24,686
23 愛 知	620
24 三 重	7,179
25 滋 賀	678
26 京 都	5,621
27 大 阪	1,479
28 兵 庫	17,796
29 奈 良	-
30 和歌山	3,379
31 鳥 取	634
32 島 根	21,157
33 岡 山	66,582
34 広 島	13,131
35 山 口	9,645
36 徳 島	522
37 香 川	6,943
38 愛 媛	22,701
39 高 知	18,545
40 福 岡	1,264
41 佐 賀	276
42 長 崎	1,406
43 熊 本	1,188
44 大 分	355
45 宮 崎	18,000
46 鹿児島	9,516
47 沖 縄	202

鳥獣飼養状況

区分 年度及び 都道府県	計 (単位：羽+頭)
平成 21 年度	8,511
平成 22 年度	8,545
平成 23 年度	9,364
01 北海道	51
02 青 森	76
03 岩 手	51
04 宮 城	-
05 秋 田	15
06 山 形	114
07 福 島	-
08 茨 城	91
09 栃 木	-
10 群 馬	36
11 埼 玉	-
12 千 葉	115
13 東 京	294
14 神奈川	151
15 新 潟	14
16 富 山	39
17 石 川	-
18 福 井	14
19 山 梨	1
20 長 野	-
21 岐 阜	222
22 静 岡	418
23 愛 知	494
24 三 重	105
25 滋 賀	64
26 京 都	50
27 大 阪	341
28 兵 庫	124
29 奈 良	60
30 和歌山	228
31 鳥 取	16
32 島 根	64
33 岡 山	44
34 広 島	186
35 山 口	250
36 徳 島	118
37 香 川	29
38 愛 媛	300
39 高 知	996
40 福 岡	619
41 佐 賀	206
42 長 崎	438
43 熊 本	271
44 大 分	210
45 宮 崎	406
46 鹿児島	1,135
47 沖 縄	908

販売許可状況(ヤマドリのみ)

区分 年度及び 都道府県	許可件数
平成 21 年度	17
平成 22 年度	19
平成 23 年度	15
01 北海道	-
02 青 森	-
03 岩 手	-
04 宮 城	-
05 秋 田	1
06 山 形	-
07 福 島	-
08 茨 城	1
09 栃 木	1
10 群 馬	3
11 埼 玉	-
12 千 葉	2
13 東 京	-
14 神奈川	-
15 新 潟	3
16 富 山	-
17 石 川	-
18 福 井	-
19 山 梨	-
20 長 野	-
21 岐 阜	1
22 静 岡	-
23 愛 知	-
24 三 重	-
25 滋 賀	-
26 京 都	-
27 大 阪	-
28 兵 庫	-
29 奈 良	-
30 和歌山	-
31 鳥 取	-
32 島 根	-
33 岡 山	-
34 広 島	-
35 山 口	3
36 徳 島	-
37 香 川	-
38 愛 媛	-
39 高 知	-
40 福 岡	-
41 佐 賀	-
42 長 崎	-
43 熊 本	-
44 大 分	-
45 宮 崎	-
46 鹿児島	-
47 沖 縄	-